平成２３年（フ）第１９８号
山形県寒河江市大字柴橋1863番地
債務者　渋谷美佐子
1　決定年月日時　平成23年10月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１９９号
山形市印役町４丁目５番７号
債務者　鈴木恵美子
1　決定年月日時　平成23年10月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２２５号
群馬県太田市龍舞町3851番地１
債務者　大森　隆子（旧姓川島）
1　決定年月日時　平成23年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第２２６号
群馬県邑楽郡大泉町大字吉田1005番地の52
債務者　石村タダシこと　イシムラ　フェルナンド　タダシ
1　決定年月日時　平成23年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第２２７号
群馬県邑楽郡大泉町朝日３丁目22番５号　朝日エランドールＥ棟５号
債務者　ナンヤ　マルケス　ドス　サントス　エリアネ（旧姓イシムラ）
1　決定年月日時　平成23年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第１６７号
岐阜県安八郡輪之内町塩喰236番地の３
債務者　久米　惠子
1　決定年月日時　平成23年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２３年（フ）第１７５号
岐阜県大垣市浅中３丁目26番地７、住民票上の住所岐阜県揖斐郡池田町片山2728番地の８
債務者　杉岡　綾子
1　決定年月日時　平成23年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２３年（フ）第１７８号
岐阜県不破郡垂井町清水１丁目137番地　セレッソガーデンＡ202号
債務者　伊藤　眞弓
1　決定年月日時　平成23年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２３年（フ）第５３８号
愛知県西尾市平坂町北新田７番地１
債務者　丸田小百合こと　マルタ　マイラ　サユリ　カワイ
1　決定年月日時　平成23年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第１４１号
長崎県諫早市多良見町佐瀬611番地３
債務者　吉岡　　豊
1　決定年月日時　平成23年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２３年（フ）第１４７号
長崎県諫早市原口町636番地　オーナーズヒル201―201号、旧住所岐阜市西改田村前24番地　ダイヤモンド寮
債務者　古賀　　勇
1　決定年月日時　平成23年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２３年（フ）第１４８号
長崎県諫早市高来町峰342番地７、前住所長崎市界２丁目32番６―107号
債務者　早田　典子
1　決定年月日時　平成23年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２３年（フ）第１５３号
長崎県諫早市川内町413番地
債務者　脇川　　睦
1　決定年月日時　平成23年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２３年（フ）第１６５号
長崎県諫早市若葉町225番地80　若葉宿舎１―501
債務者　田中　明美（旧姓中尾）
1　決定年月日時　平成23年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２３年（フ）第５６１号
埼玉県草加市氷川町2118番地23　千代田荘３号室
債務者　相川貞子こと　宋　　貞順
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第５７１号
埼玉県草加市瀬崎６丁目12番21号
債務者　芦塚　寿幸
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第１１０号
三重県伊勢市神久６丁目１番16号、前住所三重県伊勢市岩渕１丁目６番19号
債務者　奥野　利恵
1　決定年月日時　平成23年10月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係